

SPDR S&P/ASX 200 ファンド
(ARSN 097 712 377)

運用報告書
2008年6月30日

運用報告書-2008年6月30日に終了した事業年度

目 次

取締役報告書	1
監査役の独立性の宣言	5
損益計算書	6
貸借対照表	7
資本変動計算書	8
キャッシュフロー計算書	9
財務諸表上の注記	10
取締役の宣言	29
SPDR S&P/ASX 200 ファンドの	
受益者に対する独立監査人の監査報告書	30
コーポレートガバナンス報告書	33
受益者情報	38
企業概要	41

免責事項

この運用報告書の日本語版は SPDR S&P/ASX 200 ファンドの 2008 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、豪ドルの円貨換算は、2009 年 1 月 21 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 豪ドル=58.40 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、豪ドルの円貨換算および各頁記載の(注)とした注記の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

取締役報告書

(2008年6月30日)

SPDR S&P/ASX 200 ファンド(SPDR S&P/ASX 200 Fund)(以下「本信託」という。)の責任法人であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービシズ・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia Services Limited) (ABN 16 108 671 441)(以下「SSgA, ASL」という。)の取締役は、2008年6月30日終了年度についての本信託の財務報告書とともに、自らの報告書を提出する。

主な業務

本信託は、本信託の約款(以下「本約款」という。)の規定に従って、S&P/ASX 200 上場銘柄に、投資を行っている。

当年度中、本信託に従業員はいなかった。

当年度中、本信託の活動の性質に重大な変化はなかった。

取締役

当年度中において、または当年度末から決算日まで SSgA, ASL の取締役を務めた者は以下のとおりである。

Robert C Goodlad

James K MacNevin (2007年8月1日辞任)

Katrina L Sly

Jonathan M Shead (2007年8月1日選任)

運用調査および運用結果

当年度中、本信託は本信託の準拠文書に設定されている対象資産配分および本約款の規定に従って、資金投資を続行した。

運用実績

本信託の業績は、下記のとおり、その運用実績により表示される。

	年度終了日	
	2008年6月30日	2007年6月30日
	\$	\$
受益者に帰属する財務費用控除前営業利益/(損失)	<u>Δ 99,360,825</u>	<u>136,455,372</u>
支払済および未払分配金	<u>49,565,677</u>	<u>33,827,172</u>
分配金(受益証券1口当たりセント表記)	<u>347.20</u>	<u>335.25</u>

下記の表は、本信託の業績を、受益証券価格の変動と受益証券一口あたりの分配の合算により算出される投資収益総額で示している。投資収益総額は、2008年6月30日から過去5年間のものを表示している。

	2008年 CPU	2007年 CPU	2006年 CPU	2005年 CPU	2004年 CPU
受益証券価格の変動	Δ 1,156.72	1,055.43	725.44	674.65	512.57
受益証券一口あたりの分配	347.20	335.25	244.22	240.22	129.65
投資収益総額	Δ 809.52	1,390.68	969.66	914.87	642.22

将来の業績は保証されておらず、これは本信託の準拠文書における当社の説明と一貫するものである。投資家は、過去の業績を将来の業績の判断材料として用いる際には、注意すべきである。

受益証券の償還価格

受益証券の償還価格(権利落ち後)は以下のとおりである。

	2008年 \$	2007年 \$	2006年 \$	2005年 \$	2004年 \$
6月30日現在	48.72	60.28	49.73	42.40	35.65

(注) なお、期中における受益証券価格の状況および S&P/ASX 200 アキュムレーションインデックス (S&P/ASX 200 Accumulation Index)の推移については、本国であるオーストラリアにおいて開示されていません。

取締役は、受益証券価格の算定については本約款および本信託の準拠文書において概ね定められているため、AIFRS を導入しても、受益証券価格の算定に影響を及ぼさないという見解を持っている。受益証券価格を算定するための純資産と AIFRS の下で作成された財務諸表において報告された純資産との間の主要な差異については、以下に概説する。

	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
受益証券価格を算定するための純資産	732,108,955	588,174,721
有価証券の(受益証券価格算定のための)純市場価値と(財務報告のための)公正価値との差額	Δ 1,449,907	Δ 1,612,510
受益者に帰属する純資産の負債への分類の影響	Δ 730,659,048	Δ 586,562,211
AIFRS の下での純資産	-	-

本信託の持分

当年度における本信託の発行済受益証券の変動は、財務諸表上の注記 6 において開示されている。

本信託の資産および負債の価値は、貸借対照表に開示され、財務諸表上の注記 2 に述べる基準を用いて算出する。

重大な状況の変化

取締役の見解では、調査対象会計年度において、本信託の状況に重大な変化は生じなかった。

後発事象

以下の事項に重大な影響を及ぼしたか、または重大な影響を及ぼしうる事象または状況は、2008年6月30日以降生じていない。

- (i) 翌会計年度以降における本信託の運用
- (ii) 翌会計年度以降における当該運用実績
- (iii) 翌会計年度以降における本信託の状況

運用の展望および業績予想

本信託は、本信託の準拠文書に示されている投資目標および投資指針ならびに本信託の本約款に従い、運用を継続する予定である。

本信託の運用の結果は、多くの要素(本信託が投資する投資市場の業績を含む。)の影響を受ける。投資に関する業績は保証されず、また、将来の収益は、過去の収益と異なる可能性がある。投資状況は時間とともに変化するため、過去の収益は、将来の収益を予想するための基準とすべきではない。

本信託の運用の展望および当該運用によって予想される結果に関するさらなる情報は、本信託への不合理な先入観を生じると責任法人は思料するため本報告書に記載していない。

非監査業務

本信託は、法定の監査義務に加えて、本信託について監査役の専門的知識および経験が重要な任務につき、監査役に監査を委託することを決定している。

当年度中に監査業務および非監査業務の対価として監査役(プライスウォーターハウスクーパース)に支払われた、または支払われる金額の詳細については、財務諸表の注記 4 において示される。

取締役は、非監査業務の位置づけが 2001 年会社法により課される監査役の独立性についての一般的基準と矛盾しないと考えており、そのことに満足している。取締役は、監査役による非監査業務の提供(注記 4 において示される。)は、以下の理由により 2001 年会社法に基づく監査役の独立性要件を脅かすとは考えていない。

- ・ 全ての非監査業務は、これらが監査役の公平性および客観性に影響を与えないことを確保すべく責任法人によって検討されている。
- ・ 専門家文書 F1 に示された監査役の独立性に関する一般原則を弱体化させるような業務(監査役が自らの業務を検討もしくは監査すること、本信託の運営権限もしくは意思決定権限を有する立場で活動すること、本信託の支持者として活動すること、または経済的リスクおよび報酬を分け合うことを含む。)は存在しない。

当年度中に、以下の報酬が、非監査業務の対価として、プライスウォーターハウスクーパースのオーストラリア事務所に対して支払済または未払であった。

	2008 年 \$	2007 年 \$
税務およびその他コンプライアンス業務(納税申告書のレビューも含む。)	14,037	15,605

役員および監査役の補償および保険

SSgA, ASL の役員または本信託の監査役に対する保険に関して、本信託の資産からいかなる保険料も支払われない。SSgA, ASL の役員が、本約款および法律に従って行為する限り、役員は、本信託のために行為する際に被った損失について、本信託の資産から補償を受け続ける。本信託の監査役は、いかなる場合も、本信託の資産から補償を受けない。

責任法人またはその関連法人が支払を受ける報酬および本信託に保有する持分

当年度中に本信託の財産から責任法人およびその関連法人に対して支払われる報酬は、財務諸表上の注記 13 において開示される。

当年度中に本信託の財産から責任法人の取締役に対して、いかなる報酬も支払われなかった。

責任法人またはその関連法人が会計年度末において本信託に保有する持分の数は、財務諸表上の注記 13 において開示される。

環境規制

本信託の運用は、連邦、州または地方のいずれの立法についても、かかる立法に基づく重要な環境規制を受けるものではない。

監査役の独立性の宣言

2001 年会社法 307 条 C の下において要求される監査役の独立性の宣言の写しを、5 頁に付す。

本報告書は、取締役会決議に基づいて作成された。

(署名)

Robert C Goodlad

取締役

シドニーにて

2008 年 8 月 26 日

[プライスウォーターハウスクーパースのレターヘッド]

[職業基準法の下で承認されたスキームにより責任が制限されている。]

プライスウォーターハウスクーパース

ABN 52 780 433 757

Darling Park Tower 2

201 Sussex Street

GPO BOX 2650

SYDNEY NSW 1171

DX 77 Sydney

Australia

www.pwc.com/au

電話番号 +61 2 8266 0000

ファクシミリ +61 2 8266 9999

監査役の独立性の宣言

2008年6月30日終了年度の SPDR S&P/ASX 200 ファンドの監査に関する主任監査役として、当職の知る限り、また当職の信じる限り、以下について宣言する。

- a) 監査に関する 2001 年会社法上の監査役の独立性要件についての違反はない。
- b) 監査に関する職業行為規程についての違反はない。

この宣言は、当年度における SPDR S&P/ASX 200 ファンドに関するものである。

(署名)

Peter van Dongen

パートナー

プライスウォーターハウスクーパース

シドニーにて

2008年8月26日

損益計算書

2008年6月30日終了年度

	注記	年度終了日			
		2008年6月30日		2007年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
投資利益					
受取配当金		30,065,095	1,755,801,548	21,607,642	1,261,886,293
受取利息		124,273	7,257,543	58,787	3,433,161
損益を通じた公正価額で保有される金融商品の純利益/(損失)	5	Δ 127,502,740	Δ 7,446,160,016	116,320,230	6,793,101,432
その他の投資利益		253,320	14,793,888	211,485	12,350,724
投資利益/(損失)合計		Δ 97,060,052	Δ 5,668,307,037	138,198,144	8,070,771,610
費用					
責任法人報酬	13	74,020	4,322,768	55,939	3,266,838
投資顧問報酬	13	1,595,903	93,200,735	1,301,132	75,986,109
カストディアン報酬	13	368,029	21,492,894	245,774	14,353,202
監査役の報酬	4	-	-	19,551	1,141,778
取引費用		76,237	4,452,241	32,470	1,896,248
株券貸付費用		123,303	7,200,895	87,084	5,085,706
その他費用		63,281	3,695,610	822	48,005
営業費用合計		2,300,773	134,365,143	1,742,772	101,777,885
営業利益/(損失)		Δ 99,360,825	Δ 5,802,672,180	136,455,372	7,968,993,725
営業活動による受益者に帰属する財務費用					
受益者への分配金	7	Δ 49,565,677	Δ 2,894,635,537	Δ 33,827,172	Δ 1,975,506,845
受益者に帰属する純資産の(増加)/減少	6	148,926,502	8,697,307,717	Δ 102,628,200	Δ 5,993,486,880
当年度利益/(損失)		-	-	-	-

上記損益計算書は添付の注記を参照のこと。

貸借対照表

2008年6月30日現在

	注記	時点			
		2008年6月30日		2007年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
資産					
現金および現金同等物	8	213,968	12,495,731	415,572	24,269,405
委託証拠金勘定		3,375,922	197,153,845	1,126,134	65,766,226
ブローカーへの貸付金(証券売却債権)		5,588	326,339	993,988	58,048,899
未収金	11	6,146,582	358,960,389	3,969,280	231,805,952
損益を通じた公正価額で保有される金融資産	9	759,858,707	44,375,748,489	606,044,787	35,393,015,561
資産合計		769,600,767	44,944,684,793	612,549,761	35,772,906,042
負債					
ブローカーからの借入金(証券買入債務)		-	-	2,452,847	143,246,265
未払金		191,552	11,186,637	134,343	7,845,631
損益を通じた公正価額で保有される金融負債	10	550	32,120	-	-
未払分配金	7	38,749,617	2,262,977,633	23,400,360	1,366,581,024
負債合計(受益者に帰属する純資産を除く。)		38,941,719	2,274,196,390	25,987,550	1,517,672,920
受益者に帰属する純資産-負債	6	730,659,048	42,670,488,403	586,562,211	34,255,233,122

上記貸借対照表は添付の注記を参照のこと。

資本変動計算書

2008年6月30日終了年度

	年度終了日			
	2008年6月30日		2007年6月30日	
	\$	¥	\$	¥
会計年度当初の資本合計	-	-	-	-
当年度の利益/(損失)	-	-	-	-
資本に直接認識された純利益/(費用)	-	-	-	-
当年度において認識された損益合計	-	-	-	-
資本保有者としての地位における資本保有者との取引	-	-	-	-
会計年度終了時の資本合計	-	-	-	-

AIFRS の下において、受益者に帰属する純資産は資本としてではなく負債として分類される。その結果、当年度の当初または終了時には資本はなかった。

上記資本変動計算書は添付の注記を参照のこと。

キャッシュフロー計算書

2008年6月30日終了年度

	注記	年度終了日			
		2008年6月30日		2007年6月30日	
		\$	¥	\$	¥
営業活動からのキャッシュフロー					
損益を通じた公正価額で保有される金融商品の売上高		63,863,097	3,729,604,865	39,858,882	2,327,758,709
損益を通じた公正価額で保有される金融商品の買入高		△ 54,604,689	△ 3,188,913,838	△ 37,570,822	△ 2,194,136,005
委託証拠金としてのブローカーへの支払額		△ 2,972,035	△ 173,566,844	△ 660,338	△ 38,563,739
受取配当金		25,311,163	1,478,171,919	14,923,546	871,535,086
受取利息		124,273	7,257,543	58,787	3,433,161
その他収入		201,291	11,755,394	211,561	12,355,162
支払責任法人報酬		△ 72,558	△ 4,237,387	△ 56,973	△ 3,327,223
支払投資顧問報酬		△ 1,581,544	△ 92,362,170	△ 1,318,534	△ 77,002,386
支払カस्टディアン報酬		△ 358,416	△ 20,931,494	△ 258,607	△ 15,102,649
その他費用の支払		△ 231,046	△ 13,493,086	△ 134,080	△ 7,830,272
営業活動からのキャッシュフロー	15(a)	29,679,536	1,733,284,902	15,053,422	879,119,845
財務活動からのキャッシュフロー					
支払配当金		△ 29,881,140	△ 1,745,058,576	△ 19,862,215	△ 1,159,953,356
財務活動からのキャッシュフロー		△ 29,881,140	△ 1,745,058,576	△ 19,862,215	△ 1,159,953,356
現金および現金同等物の減少額					
当年度当初の現金および現金同等物		415,572	24,269,405	5,224,365	305,102,916
当年度終了時の現金および現金同等物	8	213,968	12,495,731	415,572	24,269,405
現金収支を伴わない財務活動および営業活動	15(b)				

上記キャッシュフロー計算書は添付の注記を参照のこと。

(注) 本キャッシュフロー計算書は、運用実績を記載するものである。なお、当期末における純資産額計算書は、本国であるオーストラリアにおいて開示されていない。

目 次

1	一般的事項	11
2	重要な会計方針の概要	11
3	金融リスク・マネジメント	16
4	監査役の報酬	20
5	損益を通じた公正価額で保有される金融商品における純利益(損失)	21
6	受益者に帰属する純資産	21
7	受益者への分配金	22
8	現金および現金同等物	22
9	損益を通じた公正価額で保有される金融資産	22
10	損益を通じた公正価額で保有される金融負債	24
11	未収金	24
12	デリバティブ金融商品	24
13	関連当事者取引	25
14	セグメント情報	27
15	利益/(損失)から営業活動による純資金流入への調整	28
16	後発事象	28
17	偶発資産および偶発債務ならびにコミットメント	28
18	表示への再分類	28

1 一般的事項

本財務報告書は、独立した主体としての本信託を対象としている。本信託は、2001年7月31日に設定され、2001年8月27日に運用を開始した。本信託は、本約款の規定により早期に終了する場合を除き、2081年8月26日に終了する。

本信託の責任法人は SSgA, ASL である(以下「責任法人」という。)。責任法人の登記上の事務所は、Level 38, Aurora Place, 88 Phillip Street, Sydney, NSW 2000 に所在している。本財務報告書はオーストラリア通貨で表示されている。

本信託は、本約款の規定に従って、S&P/ASX 200 アキュミュレーションインデックス(S&P/ASX 200 Accumulation Index)の上場株式に資金投資をしている。本財務諸表は2008年8月26日に取締役会において公表の承認を得た。責任法人の取締役は財務報告書を修正および再公表する権限を有する。

2 重要な会計方針の概要

本財務諸表の作成上の主な会計方針は以下のとおりである。これらの方針は、以下において別段の記載がなされていない限り、以下に記載する全ての年度に一貫して適用されてきた。

(a) 作成原則

本財務報告書はオーストラリア会計基準、オーストラリア会計基準理事会(以下「AASB」という。))のその他の権威ある意見書、緊急問題委員会の解釈および2001年オーストラリア連邦会社法(以下「会社法」という。))に準拠して作成され、一般的目的に資するものである。

本財務報告書は、別段の記載がない限り、資産および負債の公正価額測定に基づいて作成された。

国際財務報告基準(IFRS)の遵守

オーストラリア会計基準は、国際財務報告基準に相当するオーストラリア国内の基準(AIFRS)を含む。AIFRS を遵守することにより、本信託の財務報告書(財務諸表およびその注記からなる。)が国際財務報告基準を遵守することになる。

(b) 金融商品

(i) 分類

本信託の投資は、以下により構成される、「損益を通じた公正価額」とされるカテゴリーに入る。

・取引目的金融商品

これらは先物を含むデリバティブ金融商品を含む。本信託は、どのデリバティブも、ヘッジ関係におけるヘッジに指定していない。

・当初の認識から損益を通じた公正価額として指定された金融商品

これらは取引目的で保有しているのではなく、かつ売却することができる金融商品

を含む。これらは上場エクイティ商品への投資である。

当初から損益を通じた公正価値として指定された金融資産および金融負債は、本信託の文書化された投資戦略に従って運用され、公正価値ベースで運用成績が評価される。責任法人がその他の関連財務情報と共に、これらの金融資産についての情報を公正価値で評価することが、本信託の方針である。

(ii) 認識/取 消

本信託は金融資産および金融負債を、本信託が契約上の合意の当事者となる日(取引日)において認識し、またかかる日から金融資産および金融負債の公正価値の変化を認識する。

投資は、投資からのキャッシュフローを受領する権利が終了したとき、または本信託がその所有にかかる全てのリスクおよび利益を実質的に移転させたとき、その計上の取り消しがなされる。

(iii) 測 定

損益を通じた公正価値で保有される金融資産および金融負債

金融商品の公正価値の決定方法の詳細は、注記 3 に開示されている。

(iv) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的強制力のある権利がある場合、および正味ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および金融負債は相殺され、正味金額は貸借対照表において報告される。

(c) 受益者に帰属する純資産

受益証券は受益者の任意で償還可能であるので、金融負債として分類される。受益証券はいつでも本信託に戻すことができる。受益者が受益証券を本信託に戻す権利を行使した場合、償還可能な受益証券の公正価値は、決算日に、(本約款で規定されるとおり、現金および資産全体より負債を控除した額に対し、均等・不分割・確定かつ取消不能の持分を表示した有価証券により)支払可能な償還価値で測定される。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手元現金、銀行の当座預金、すぐに既知量の現金に変換可能であり、価値変動が少ないキャッシュ・マネジメント・トラストを含むその他高度の流動性を有する短期投資が含まれる。銀行当座借越は、貸借対照表において、負債に分類される。

投資有価証券の売買に関する支払および受取りは、これらの有価証券の公正価値の変動が本信託の主要収入を生む活動を表示するので、営業活動からのキャッシュフローに分類される。

(e) 投資利益

受取利息は、実効利率法を用いて、損益計算書において認識される。

実効利率法は、金融資産または金融負債の償却引き原価を算出し、当該期間における受取利息または支払利息に分配する手法である。実効金利は、金融資産および金融負債の正味帳簿価値から、金融商品の予定存続期間(場合によってはより短い期間)を通じた将来の推定現金支払(受領)を

厳密に割り引いた金利である。実効金利を算出する際には、本信託は金融資産のあらゆる契約上の条件(例えば支払オプション)を考慮したキャッシュフローを見積もるが、将来のクレジットロスは考慮しない。かかる計算は、実効金利に欠くことのできない契約の当事者間において支払われ、または受領される全ての報酬およびポイント、取引費用、その他全ての割増または割引を含む。

受取配当金は、配当落ち期日において、関連する回収不能な外国の源泉徴収税が費用として記録されるとともに、認識される。

(f) 費用

責任法人の報酬、投資顧問報酬およびカストディアン報酬を含む全ての費用は、損益計算書において発生主義で認識される。

(g) 所得税

現行法においては、本信託の課税所得の全額が現金または再投資のいずれかの方法により分配されること(すなわち、受益者が現在、本信託の収入を受領する権利を有していること)を条件として、本信託は所得税の対象とならない。

公正価額で保有される金融商品は、未実現のキャピタルゲインを包含する場合がある。かかるキャピタルゲインが実現した場合、本信託がキャピタルゲイン税の対象とならないようにするために、キャピタルゲイン税に服する当該部分は分配される。

実現したキャピタルロスは受益者に分配されず、いずれかの実現したキャピタルゲインと相殺されるために、本信託に留保される。実現したキャピタルゲインが実現したキャピタルロスを超えた場合には、その超過分は受益者に分配される。

帰属課税控除および支払外国税の利益は、受益者に受け渡される。

本信託は現在、幾つかの国で投資利益に対して源泉徴収税を賦課されている。かかる利益は損益計算書において、源泉徴収税を控除して記録される。

(h) 分配

本約款に従って、本信託は分配可能な(課税)利益の全額および責任法人により決定されたその他の金額を現金または再投資のいずれかの方法により受益者に分配する。分配は各年の 12 月末および 6 月末に支払可能であり、損益計算書において受益者に帰属する財務費用として認識される。

(i) 受益者に帰属する純資産の増減

分配されていない利益は、受益者に帰属する純資産に含まれる。受益者に帰属する純資産の変動は、損益計算書において財務費用として認識される。

(j) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

本信託の財務諸表に含まれる項目は、本信託が運用されている主要経済環境における通貨(以下「機能通貨」という。)を用いて測定している。これは、本信託が資金を争い、規制を受ける経済圏の通貨である豪ドルである。豪ドルは本信託の表示通貨でもある。

(k) ブローカーへの貸付金／ブローカーからの借入金

ブローカーへの貸付金／ブローカーからの借入金の額は、契約締結はなされたが、年度終了日において未だ引き渡されていない、購入した有価証券の未払金および売却した有価証券の未収金を表示する。取引は取引日に記録され、通常、3 営業日以内に決済される。ブローカーへの貸付金の減損に対する引当金は、本信託が関連ブローカーから全ての金額を回収できない客観的な証拠がある場合に設定される。ブローカーへの貸付金の減損の指標には、ブローカーの重要な財政上の危機、ブローカーが破産または財政再建をする蓋然性、および支払の不履行が含まれる。

(l) 未 収 金

未収金には、配当金および利息の金額が含まれる。未払配当金は支払を受領する権利が確定したときに計上される。利息は注記 2(e)に示される方針に従い、報告日において前回支払時からの額が計上される。一般に未収金として計上されてから 30 日以内に受領される。

(m) 未 払 金

未払金は、決算日に本信託が負担する負債および未払費用を含む。

受益者は現在、本約款に基づき分配可能利益を受ける権利を有するので、報告日における受益者に対する未払分配額は、貸借対照表において区別して認識される。

(n) 申込および償還

申込額は、CHESS を通じて振替される上場証券の一組の形態でなければならない、現金で全額を支払うことはできない。投資家は、受益証券をオーストラリア証券取引所(ASX)における取引で購入することができる。

受益者は、オーストラリア在住資格者(商品開示書類(PDS)において定義される。)である場合、受益証券の償還を受けることができ、償還のために証券会社を利用することができる。投資家は ASX を取引することにより受益証券を売却することができる。

受益証券価格は、基準となる本信託の純資産を発行済受益証券数で除したもので計算される。受益証券価格の決定において、純資産は有価証券の最終報告取引価額を用いて計算される。これらの価格は、ASX の市場相場価格と異なることがある。

(o) GST(物品サービス税)

第三者が本信託に提供した多様なサービスの費用(例えば、カストディアン報酬、投資顧問報酬)に課される GST は、本信託の負担とされている。本信託は 75%の率による減額投入税額控除

(RITC)の要件を満たしているため、投資顧問報酬、カストディアン報酬、その他の費用は、オーストラリア税務署(ATO)から還付可能な GST を控除した後の正味額として損益計算書に計上されている。未払金勘定は GST を含む。オーストラリア税務署から還付可能な GST の正味額は貸借対照表の未収金の中に含まれている。GST に関連するキャッシュフローは総額でキャッシュフロー計算書に計上されている。

(p) 見積もりの使用

本信託は、次の会計年度において、資産および負債の報告された金額に影響を及ぼすような見積もりおよび仮定をすることがある。見積もりは、継続的に評価され、歴史的経験および当該状況下で合理的であると考えられる将来の出来事の予測を含むその他の要因に基づいている。

その他一定の金融商品(ブローカーへの貸付金額/ブローカーからの借入金額、未払金勘定および未払費用を含む。)においては、その即時換金可能性または短期の性質から、帳簿価額が公正価額に近似する。

(q) セグメント報告

事業セグメントは、他の事業セグメントとは異なるリスクとリターンの対象となるような商品またはサービスの提供に従事している資産および事業のグループごとに識別される。地理的なセグメントは、他の経済環境において運営されているセグメントとは異なるリスクとリターンの対象となっている特定の経済環境内で商品またはサービスが提供される場合に識別される。

(r) 委託証拠金勘定

委託証拠金勘定は、デリバティブ取引の担保として保有される現金により構成される。現金はブローカーによって保有され、委託証拠金請求に応じるためだけに利用される。

(s) 新会計基準および解釈

2008年6月30日の会計年度においては義務付けられないいくつかの新会計基準および解釈が公表された。これらの(本信託に関連する。)新基準および解釈の影響についての取締役会の予想は以下のとおりである。

(i) AASB8「運営セグメント」および AASB2007-3「AASB8 から生じるオーストラリア会計基準の修正」

AASB8 および AASB2007-3 は 2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度において適用される。本信託は、これらの基準を早期に採用していない。これらの基準の適用は、財務諸表において認識される金額のどれにも影響しないが、注記 14 に記載されているセグメント開示事項に影響を与える。

(ii) AASB101(修正)「財務諸表の提示」および AASB2007-8 「AASB101 から生じるオーストラリア会計基準の修正」

AASB101(修正)は 2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度において適用される。本信託は、この基準を早期に採用していない。この基準は包括的利益計算書の提示を要求し、資本

変動計算書に変更を加えるが、財務諸表において認識される金額のどれにも影響しない。本信託が以前の会計年度の財務書類の調整をし、または財務書類において項目の再分類をする場合、比較年度当初の日付の第三の貸借対照表(財政状態計算書)を開示する必要がある。

(iii) AASB132「金融商品－提示」および AASB2008-2「オーストラリア会計基準の修正－ブック可能な金融商品および清算時に生じる債務(AASB132(修正))」

AASB132(修正)は 2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度において適用される。本信託は、これらの基準を早期に採用していない。本信託は本約款に従い全ての課税利益を分配する義務があるため、これらの基準の適用は財務諸表において認識される金額のどれにも影響しない。したがって、受益者の資金を負債として分類することへの変更はなく、それゆえ損益および資本に対する影響はない。

3 金融リスク・マネジメント

本信託は、その活動により、マーケット・プライス・リスク、クレジットリスクおよび流動性リスクを含む様々な金融リスクにさらされている。

本信託の一般的なリスク・マネジメント・プログラムは本信託の商品開示書類の遵守を確保することに集中し、本信託がさらされているリスクの水準で得られるリターンを最大化することを追求する。本信託は一定のリスク・エクスポージャーを修正するためにデリバティブ金融商品を利用することがある。金融リスク・マネジメントは、責任法人の取締役会(以下「取締役会」という。)によって承認された投資指図に基づき、投資顧問によって実行される。

本信託は、本信託がさらされている様々な種類のリスクを測定するために異なる手法を用いる。かかる手法には、マーケット・プライス・リスクの場合における感応度分析を含む。

(a) マーケット・リスク

(i) プライス・リスク

本信託は、オーストラリア証券取引所に上場している有価証券、現金商品、デリバティブおよびその他の管理投資スキームを含む様々な銘柄に投資している。その投資により本信託は、持分証券およびデリバティブ証券のプライス・リスクにさらされている。当該リスクは、信託の投資ポートフォリオの価額が相場変動によって変動するものである。当該リスクは、経済的状況、技術的状況、政治的状況および法的状況ならびに心理的状況による影響を受け、それらの全てが変化しうる。これは、かかる市場で本信託が保有する資産の価格が下落する可能性があるということを意味する。成長型の資産は通常、公社債や現金のようなインカム産出型の資産よりも、より高いリスク／リターンの特性を有すると考えられている。

投資顧問は、本信託の投資のために明確に構築された投資指図に従うことによって、プライス・リスクを管理する。本信託の投資の大多数は S&P/ASX 200 指数上場銘柄であるが、現金商品は、スタンダード・アンド・プアーズによる格付けで、最低でも A1 以上のものである。デリバティブの利用は、本信託の総額の中で、少ない水準に制限されている。本信託の商品開示書類および投資指図の遵守は日々監視され、報告書は定期的に取り締り委員会およびコ

ンプライアンス委員会に提出される。

18 頁の表は、S&P/ASX 200 指数の 22%の上昇および 22%の下落が、2008 年 6 月 30 日現在および 2007 年 6 月 30 日現在の本信託の純資産価額に与える影響(他の全ての変数が不変である場合。)を示している。

(ii) 外国為替リスク

外国為替リスクは、他の通貨建ての金融資産および金融負債の価額が為替レートの変化により変動するために生じる。

本信託はオーストラリアのみで運営し、本信託の資産および負債の大部分がオーストラリア通貨建てのため、本信託は直接の外国為替リスクのエクスポージャーを有していない。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、金利変動が投資価値またはリターンにネガティブな影響を与えるリスクである。金利リスクは、本信託の根本的な投資戦略に従い管理されている。

本信託の方針は、現金商品を本信託の評価額の 5%以下に維持することである。

保有される現金商品の評価額の遵守は、日々監視され、定期的に取り締役会およびコンプライアンス委員会に報告される。

下記の表は、本信託の金利リスクへの直接のエクスポージャーを要約したものである。これには、契約上の再値付け日または満期日のうちの早いほうによって分類される公正価額での本信託の資産および負債が含まれる。

2008 年 6 月 30 日	変動金利 \$	固定金利 \$	無金利 \$	総額 \$
金融資産				
現金および現金同等物	213,968	-	-	213,968
委託証拠金勘定	3,375,922	-	-	3,375,922
ブローカーへの貸付金(証券 売却債権)	-	-	5,588	5,588
未収金	-	-	6,146,582	6,146,582
損益を通じた公正価額で保有 される金融資産	-	-	759,858,707	759,858,707
金融負債				
未払金	-	-	Δ 191,552	Δ 191,552
損益を通じた公正価額で保有 される金融負債	-	-	Δ 550	Δ 550
未払分配金	-	-	Δ 38,749,617	Δ 38,749,617
純エクスポージャー	3,589,890	-	727,069,158	730,659,048

2007年6月30日	変動金利 \$	固定金利 \$	無金利 \$	総額 \$
金融資産				
現金および現金同等物	415,572	-	-	415,572
委託証拠金勘定	1,126,134	-	-	1,126,134
ブローカーへの貸付金(証券 売却債権)	-	-	993,988	993,988
未収金	-	-	3,969,280	3,969,280
損益を通じた公正価額で保有 される金融資産	-	-	606,044,787	606,044,787
金融負債				
ブローカーからの借入金(証 券買入債務)	-	-	△ 2,452,847	△ 2,452,847
未払金	-	-	△ 134,343	△ 134,343
未払分配金	-	-	△ 23,400,360	△ 23,400,360
純エクスポージャー	1,541,706	-	585,020,505	586,562,211

満期ごとの金融負債の分析は、下記(d)にて提供される。

下記の表は、金利の上昇/下落の、公正価額の変化または将来のキャッシュフローの変化を通じた、本信託の営業利益および受益者に帰属する純資産に対する影響を要約したものである。当該分析は、他の全ての変数が不変である場合に、金利が当年度末の利率から+/-100 ベーシスポイント(2007年は+/-100 ベーシスポイント)変化すると仮定に基づいている。

(b) 要約感度分析

下記の表は、様々なマーケット・リスクへの、本信託の営業利益および受益者に帰属する純資産の感度を要約したものである。合理的に可能性のあるリスク変数の変動は、本信託の投資の関連するベンチマークおよび市場ボラティリティとの歴史的な相関を含む多くの要因を考慮して、経営陣が最も確からしいと考える推定値に基づき決定されている。しかし、リスク変数の実際の変動は、経済、市場および本信託が投資する有価証券のパフォーマンスの変動から生じる、非常に大きなマーケット・ショックを含む様々な要因により、予期されたものとは異なる場合がある。結果として、リスク変数の過去の変動は、リスク変数の将来の変動の明確な指標とはいえない。

	プライス・リスク		金利リスク	
	-22% \$	+22% \$	-100bps \$	+100bps \$
2008年6月30日	△ 167,483,092	167,483,092	△ 35,899	35,899
2007年6月30日	△ 128,883,984	128,883,984	△ 15,417	15,417

(c) クレジットリスク

クレジットリスクは主に、負債性証券への投資、有価証券の貸付およびデリバティブ商品の取引から生じる。その他のクレジットリスクは現金および現金同等物、銀行およびその他の金融機関への預金ならびにブローカーへの貸付金額から生じる。かかる資産のどれもが、不良化しておらず、また、不良化せずに期日を徒過してもいない。

クレジットリスクとは、契約相手が、契約上の債務の、全部または一部を履行しないリスクであ

る。クレジットリスクは主に以下により管理されている。

- ・ 契約相手について、それぞれの与信上限とあわせて、SSgA 基準に従い承認された者と取引すること、および
- ・ 取引を幅広い契約相手と行うようにすること。

デリバティブ金融商品においては、経営陣は、デリバティブ商品に対する本信託の最大限のエクスポージャーを、いつでも 15%を上限とする制限を設けている。

有価証券の貸出しに関して、貸出しされた有価証券の価額の 102%から 105%の範囲での担保の水準を維持するという方針を設けている。

本信託の指図の遵守は、日々監視され、定期的に取り締役会およびコンプライアンス委員会に報告される。

(d) 流動性リスク

本信託は、随時、受益者による償還可能な受益証券の現金償還にさらされている。それゆえ、本信託は主に、活発な市場で取引され、すぐに売却されうる銘柄を保有している。

本信託の上場有価証券は、それらがオーストラリア証券取引所に上場されているので、直ちに換金可能と考えられている。

本信託は、随時、組織された取引所で取引されず、流動性を欠くことがある店頭で取引されるデリバティブ契約に投資することがある。その結果として、本信託は、換金の要請に応じるため、または特定の発行体もしくは契約相手の信用度の低下のような特定の事由に対応するために、これらの投資を、その公正価額に近い金額ですぐに換金することができない可能性がある。

下表は本信託の金融負債を、年度末時点における最も早く到来する契約上の満期日までの残存期間に基づき、関連する満期でグルーピングして分析したものである。表中の金額は契約上のディスカウント前のキャッシュフローである。

	1ヶ月未満 \$	1ヶ月- 6ヶ月 \$	6ヶ月- 12ヶ月 \$	1年-2年	満期の記載の ないもの \$
2008年6月30日現在					
未払金	-	-	-	-	191,552
損益を通じた公正価額での金融負債	-	550	-	-	-
未払分配金	38,749,617	-	-	-	-
受益者に帰属する純資産	730,659,048	-	-	-	-
金融負債合計	769,408,665	550	-	-	191,552
2007年6月30日現在					
ブローカーからの借入金(証券売却債務)	2,452,847	-	-	-	-
未払金	-	-	-	-	134,343
未払分配金	23,400,360	-	-	-	-
受益者に帰属する純資産	586,562,211	-	-	-	-
金融負債合計	612,415,418	-	-	-	134,343

(e) 公正価額での見積もり

決算日現在の本信託の資産および負債の帳簿価額は、それらの公正価額に近似している。

損益を通じた公正価額で保有される金融資産および金融負債は当初、公正価額(金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を除く。)で測定される。損益を通じた公正価額で保有される金融資産および金融負債についての取引費用は、直ちに支出される。当初の認識の後、損益を通じた公正価額で保有される全ての商品は、損益計算書において認識された公正価額の変動に合わせた公正価額で測定される。

・ 活発な市場における公正価額

活発な市場において取引される金融資産および金融負債の公正価額は、決算日における取引相場価額を基準とし、将来の見積売却費用を控除しない。金融資産は最終のビッド値で値付けされ、金融負債は最終の提示価額で値付けされる。

4 監査役の報酬

当年度中、以下の費用が本信託の監査役により提供されたサービスに対して既に支払われ、または支払われる。

	年度終了日	
	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
(a) 監査業務		
<i>監査業務</i>		
プライスウォーターハウスクーパースのオーストラリア事務所 財務報告書の監査およびレビュー	29,719	25,135
監査業務の報酬合計	<u>29,719</u>	<u>25,135</u>
(b) 非監査業務		
<i>税務業務</i>		
プライスウォーターハウスクーパースのオーストラリア事務所 税務コンプライアンス業務	15,605	14,037
非監査業務の報酬合計	<u>15,605</u>	<u>14,037</u>

2007年、19,551ドルの監査役の報酬が本信託により直接に支払われ、残額は投資顧問が負担した。2008年、投資顧問は本信託のために監査報酬を支払い、投資顧問報酬から2007年の報酬の一部を割戻した。

上記の分析は、監査役に支払われた報酬を示している(しかし、2008年に関しては、投資顧問報酬の減額として損益計算書に影響を及ぼしている。加えて、投資顧問報酬は、2007年の監査報酬の7,266ドルを割戻すことによっても削減された。)

5 損益を通じた公正価額で保有される金融商品における純利益(損失)

損益を通じた公正価額で保有される金融資産および金融負債に関する純利益(損失)は、以下のとおり認識された。

	年度終了日	
	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
金融資産		
取引のために保有される金融資産の純利益	776,256	994,735
損益を通じた公正価額として指定された金融資産の純利益(損失)	<u>Δ 126,496,840</u>	<u>115,400,546</u>
損益を通じた公正価額で保有される金融資産の純利益(損失)合計	<u>Δ 125,720,584</u>	<u>116,395,281</u>
金融負債		
取引のために保有される金融負債の純損失	<u>Δ 1,782,156</u>	<u>Δ 75,051</u>
損益を通じた公正価額で保有される金融負債の純損失合計	<u>Δ 1,782,156</u>	<u>Δ 75,051</u>
損益を通じた公正価額で保有される金融商品における純利益(損失)合計	<u>Δ 127,502,740</u>	<u>116,320,230</u>

6 受益者に帰属する純資産

当年度中の口数および受益者に帰属する純資産の推移は以下のとおりである。

	年度終了日			
	2008年6月30日 口数	2007年6月30日 口数	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
期首残高	9,756,866	9,588,093	586,562,211	476,074,090
申込	5,600,000	1,800,000	309,773,240	97,159,050
償還	Δ 400,000	Δ 1,700,000	Δ 21,085,181	Δ 92,917,804
分配の再投資の際に発行された受益証券	71,230	68,773	4,335,280	3,618,675
受益者に帰属する純資産の(減少)増加	-	-	<u>Δ 148,926,502</u>	<u>102,628,200</u>
期末残高	<u>15,028,096</u>	<u>9,756,866</u>	<u>730,659,048</u>	<u>586,562,211</u>

本信託の約款に規定されているとおり、受益証券 1 口は、資産全体より負債を控除した額に対し、均等・不分割・確定かつ取消不能の持分を付与するものである。受益証券には種類はなく、各受益証券には本信託のその他全ての受益証券と同様の権利が付与されている。

(a) 未実現キャピタル・ゲイン

報告日現在、本信託の未実現課税キャピタル・ゲインの純額は 11,711,299 ドル(2007 年は 104,404,711 ドル)であり、それが実現した場合には、実現キャピタル・ロスと相殺後に課税対象となる。

(b) 実現キャピタル・ロス

報告日現在、本信託は、実現キャピタル・ロス(2007年はゼロ。これは将来課税可能なキャピタル・ゲインと相殺するために利用可能である。)を有していなかった。

キャピタル・リスク・マネジメント

受益者に帰属する純資産は負債として分類されるにもかかわらず、本信託は受益者に帰属する純資産を資本として管理している。受益者に帰属する純資産額は、本信託が受益者の裁量により日々の申込および償還を受けるため、日々著しく変化しうる。

7 受益者への分配金

分配金は以下のとおり既に支払われ、または支払われる。

	年度終了日			
	2008年6月30日 \$	2008年6月30日 1口当たりセント 表記(CPU)	2007年6月30日 \$	2007年6月30日 1口当たりセント 表記(CPU)
支払分配金	10,816,060	89.35	10,426,812	95.42
未払分配金	38,749,617	257.85	23,400,360	239.83
分配金合計	<u>49,565,677</u>	<u>347.20</u>	<u>33,827,172</u>	<u>335.25</u>

8 現金および現金同等物

	時点	
	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
銀行預金	213,968	415,572

この口座は、0.75%(2007年は0.75%)の変動金利が付いている。

9 損益を通じた公正価額で保有される金融資産

	時点	
	2008年6月30日 \$	2007年6月30日 \$
取引のために保有されるもの		
デリバティブ(注記12)	-	275,847
取引のために保有されているものの合計	<u>-</u>	<u>275,847</u>
損益を通じた公正価額として指定されたもの		
所定の証券取引所に上場された持分有価証券	759,858,707	605,768,940
損益を通じた公正価額として指定されたものの合計	<u>759,858,707</u>	<u>605,768,940</u>
損益を通じた公正価額で保有される金融資産の合計	<u>759,858,707</u>	<u>606,044,787</u>

本信託の目的には、配当、利息および分配から収益を得ること、および値上がり益を得るために投資を保有することが含まれる。保有する投資は全て、即時売却可能なものであり、将来の状況次第で換金可能なも

のである。

損益を通じた公正価額で保有される金融資産に関連するリスク・エクスポージャーの概要は、注記 3 に含まれる。

証券の貸出し

本信託は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank & Trust Company)と証券貸出協定を締結しており、同協定に基づき、本信託の資産の一部の法律上の権原は他の法人に譲渡される場合がある。当該資産を所有するリスクおよび利益は、本信託に残存する。金融商品の認識／取消の会計方針の注記(注記 2(b)(ii)を参照のこと。)との整合性をとって、証券貸出協定の対象資産は、本信託がその所有のリスクおよび利益を享受し続けているため、取消(すなわち、売却されたものとして取扱われる。)がされていない。貸出された証券の価額の 102%から 105%の担保がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーによって保持される。同様に、本信託の貸出活動を担保するためにステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーによって保持される担保は本信託の資産として認識されない。上記に含まれる証券貸出協定の対象資産の正味市場価額の総額は、報告日現在、759,858,707 ドル(2007 年は、605,768,940 ドル)である。貸出証券の総額は、2008 年 6 月 30 日現在、28,175,941 ドル(2007 年は、42,542,902 ドル)であった。

重要な投資

本信託の投資総額の 5%以上を占める投資は、以下に示すとおりである。

2008 年

証券銘柄	主な業務	公正価額合計 \$	本信託の投資に対する 百分率割合
BHP ビリトン・リミテッド	鉱業	106,303,240	13.99%
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	銀行およびファイナンス	38,832,438	5.11%

2007 年

証券銘柄	主な業務	公正価額合計 \$	本信託の投資に対する 百分率割合
BHP ビリトン・リミテッド	鉱業	57,185,905	9.44%
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	銀行およびファイナンス	34,584,662	5.71%
ナショナル・オーストラリア・バンク	銀行およびファイナンス	32,635,631	5.39%

(注) 銘柄の数量および本信託の投資総額の 5%未満を占める投資は、本国であるオーストラリアにおいて開示されていません。

10 損益を通じた公正価額で保有される金融負債

	時点	
	2008年6月30日現在 \$	2007年6月30日現在 \$
取引のために保有されるもの		
デリバティブ(注記12)	550	-
取引のために保有されるものの合計	550	-
損益を通じた公正価額で保有される金融負債の合計	550	-

損益を通じた公正価額で保有される金融負債に関連するリスク・エクスポージャーの概要は、注記3に含まれる。

11 未収金

	時点	
	2008年6月30日現在 \$	2007年6月30日現在 \$
未収配当金	6,070,807	3,945,534
その他の未収金	75,775	23,746
	6,146,582	3,969,280

12 デリバティブ金融商品

通常の事業経過の中で、本信託は一定のリスクを有する様々なデリバティブ金融商品の取引を行っている。デリバティブとは、将来の一定の日に決済され、その価値が特定の金利、金融商品価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格もしくは率の指数、信用格付け、信用指数またはその他の変数の変化に反応して変化する金融商品またはその他の契約である。

デリバティブ金融商品は、当初純投資が不要であるか、または市場要因の変化に類似の反応が予想されるその他の種類の契約と比べて当初純投資をほとんど必要としない。

デリバティブ取引には先渡、先物およびオプションなどの多種多様な金融商品が含まれる。デリバティブは投資プロセスの一環と考えられている。デリバティブの利用は、本信託のポートフォリオ管理に必要な部分をなすものである。デリバティブは個別に管理されるものではない。よって、デリバティブの利用には多面性があり、次のような利用が含まれる。

- ・ 本信託の資産または負債を相場変動から守り、またはボラティリティを下げるためのヘッジ
- ・ 現物有価証券取引の代替
- ・ 投資戦略において定められたパラメーター内への資産エクスポージャーの調整、および固定金利ポートフォリオのデュレーションまたはキャッシュポートフォリオの加重平均満期の調整

デリバティブは、取引目的で用いられるが、ポートフォリオにギアリング(またはレバレッジ)を効かせる目的では用いられない。ポートフォリオのギアリングは、マーケットに対するエクスポージャーの水準が本信託の原資産の価額を超過した場合に生じる。

本信託は、先物契約を有している。先物とは、将来の一定の日に、組織的市場で定められた特定の価格で

金融商品を売買する契約上の義務である。先物契約は、現金または市場性のある有価証券により担保される。先物契約の価値の変化は、通常、日々の為替相場により決定される。金利先物とは、将来の一定の日に、組織金融市場で定められた特定の価格で金利の変化に基づき純額を受け取りまたは支払う契約上の義務である。

当年度末の本信託のデリバティブ金融商品は以下に詳述される。

2008年6月30日	契約／想定	資産	公正価額	負債
	\$	\$		\$
オーストラリア株価指数先物	1,428,075	-		550
<hr/>				
2007年6月30日	契約／想定	資産	公正価額	負債
	\$	\$		\$
オーストラリア株価指数先物	19,932,650	275,847		-
<hr/>				

デリバティブに関連するリスク・エクスポージャーの概要は、注記3に含まれる。

13 関連当事者取引

責任法人

本信託の責任法人は、SSgA, ASL である。責任法人の最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(米国で設立)である。

本約款の規定により、責任法人は、純資産価額の年率 0.011%(2007 年度は 0.011%)の報酬を受け取る。かかる報酬は、日々発生し、毎月の末日現在で計算され、計算後 7 日以内に支払われる。

重要な経営者

当会計年度中に SSgA, ASL の取締役であった者を含む、重要な経営者は以下のとおりである。

Robert C Goodlad

James K MacNevin (2007 年 8 月 1 日辞任)

Katrina L Sly

Jonathan M Shead (2007 年 8 月 1 日選任)

重要な経営者の受益証券保有

2008 年 6 月 30 日現在および 2007 年 6 月 30 日現在、重要な経営者のうち、本信託の受益証券を保有している者はいなかった。

重要な経営者の報酬

重要な経営者の報酬は、SSgA, ASL によって支払われる。本信託から SSgA, ASL に対してなされる支払は、重要な経営者の報酬に直接帰属するいかなる金額も含まない。

重要な経営者の貸付の開示

本信託は、報告年度中、重要な経営者または彼らの個人的な関連法人に対し、直接的にまたは間接的に、何らかの貸付をし、貸付の保証をし、または貸付への担保提供をしていない。

本信託におけるその他の取引

本注記で開示されている取引の記載とは別に、重要な経営者のうち、前会計年度末以来、本信託と重要な契約を締結した者はおらず、年度末に存在する取締役の利益に関連する重要な契約もなかった。

投資顧問の報酬および関連当事者によって提供されるその他取引の報酬

本信託の投資顧問は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・リミテッド(State Street Global Advisors Australia, Limited)である。投資顧問の最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(米国で設立)である。

当年度中、本信託の業務手数料および費用の年間総額(間接費用比率)の上限は年率 0.286%(2007 年度は 0.286%)とされた。

当年度中に、投資顧問報酬の上限は年率 0.275%(2007 年度は 0.275%)とされた。かかる上限は、本信託の業務手数料および費用について支払う GST と減額投入税額控除の特典も斟酌している。

本信託のカストディアン兼アドミニストレーターは、ステート・ストリート・オーストラリア・リミテッド(State Street Australia Limited)である。カストディアンの最終的な持株会社は、ステート・ストリート・コーポレーション(米国で設立)である。

当年度中、本信託は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーと証券貸出協定を締結しており、同協定に基づき、本信託の資産の一部の法律上の権原は他の法人に譲渡される場合がある。

関連当事者との取引は全て、通常の実行条件の下で行われる。本信託と責任法人、投資顧問およびカストディアン兼アドミニストレーター間の当年度中の取引および当年度中の支払金額は、以下のとおりであった。

	2008年6月30日現在	2007年6月30日現在
	\$	\$
当年度の責任法人報酬	74,020	55,939
当年度の投資顧問報酬	1,595,903	1,301,132
当年度のカストディアン兼アドミニストレーター報酬	368,029	245,774
報告日現在、責任法人/投資顧問に対する未払金の総額	152,231	115,987

関連当事者との取引は全て、通常の実行条件の下で行われる。

関連当事者スキームの受益証券保有

SSgA, ASL(ABN 16 108 671 441)、その関連当事者および SSgA, ASL が運用するその他のファンドのうち、本信託の受益証券を保有している者は以下のとおりである。

2008 年

受益者	保有する受益証券の口数	保有割合	取得した受益証券の口数	処分した受益証券の口数	本信託により支払われた/支払われる分配金
	口数	%	口数	口数	\$
SSgA オーストラリアン・エクイティーズ・インデックス・トラスト	94,918	0.63	-	136,000	318,817

2007 年

受益者	保有する受益証券の口数	保有割合	取得した受益証券の口数	処分した受益証券の口数	本信託により支払われた/支払われる分配金
	口数	%	口数	口数	\$
SSgA オーストラリアン・エクイティーズ・インデックス・トラスト	230,918	2.37	3,889	-	781,186

投 資

当年度中、本信託は、SSgA, ASL またはこれらの関連会社に対して、いかなる持分も保有しなかった。

14 セグメント情報

本信託はひとつのセグメントで組織されており、オーストラリア国内で投資顧問業務のみを行う。その結果、セグメント報告は本信託の財務諸表において提示されていない。

本信託は、オーストラリア国内で業務を行い、オーストラリア国内で持分を保有する。

15 利益/(損失)から営業活動による純資金流入への調整

(a) 利益/(損失)から営業活動による純キャッシュフローへの調整

	2008年6月30日現在 \$	2007年6月30日現在 \$
年間利益/(損失)	-	-
受益者に帰属する純資産の増加/(減少)	Δ 148,926,502	102,628,200
受益者への分配金	49,565,677	33,827,172
損益を通じた公正価額で保有される金融商品の売却による収入	63,863,097	39,858,882
損益を通じた公正価額で保有される金融商品の購入	Δ 54,604,689	Δ 37,570,822
損益を通じた公正価額で保有される金融商品による純利益/(損失)	127,502,740	Δ 116,320,230
再投資された受取分配金	Δ 2,628,659	Δ 6,355,274
委託証拠金としてブローカーに支払われた金額	Δ 2,972,035	Δ 660,338
未収金の正味変動額	Δ 2,177,302	Δ 328,746
未払金の正味変動額	57,209	Δ 25,422
営業活動による純キャッシュフロー	29,679,536	15,053,422

(b) 現金収支を伴わない金融活動および営業活動

当年度中、次の申込および償還が現物による取引によって果たされた：

申込	309,773,240	97,159,050
償還	21,085,181	92,917,804
当年度中、次の分配金支払が分配金再投資計画の下に受益証券の発行によって満足された	4,335,280	3,618,675

16 後発事象

2008年6月30日現在の貸借対照表において開示される本信託の財政状態または同日に終了した年度の本信託の経営成績およびキャッシュフローに影響を及ぼすような重大な事象は、決算日以降生じていない。

17 偶発資産および偶発債務ならびにコミットメント

2008年6月30日現在および2007年6月30日現在、いかなる偶発資産および偶発債務またはコミットメントも存在していない。

18 表示への再分類

前年度の金額のうち、一定のものは2008年6月30日付の財務諸表中の表示と一致させるため、再分類されている。

取締役の宣言

責任法人の取締役の意見において、

- (a) 6 頁ないし 28 頁に記載する本信託の財務諸表および注記は、2001 年会社法に準拠しており、
 - (i) オーストラリアの会計基準、2001 年会社規則(Corporations Regulations)およびその他の必須の専門家による報告要件に準拠し、
 - (ii) 2008 年 6 月 30 日現在の本信託の財政状態および同日に終了した会計年度における業績に関する真実かつ公正な見解を示している。
- (b) 本信託は債務を満期時に支払うことができると考える合理的根拠がある。

本宣言は、取締役会決議に基づいて作成された。

(署名)

Robert C Goodlad

取締役

シドニーにて

2008 年 8 月 26 日

[プライスウォーターハウスクーパースのレターヘッド]

[職業基準法の下で承認されたスキームにより責任が制限されている。]

**SPDR S&P/ASX 200 ファンドの受益者に対する独立監査人の
監査報告書¹**

プライスウォーターハウスクーパース

ABN 52 780 433 757

Darling Park Tower 2

201 Sussex Street

GPO BOX 2650

SYDNEY NSW 1171

DX 77 Sydney

Australia

電話番号 +61 2 8266 0000

ファクシミリ +61 2 8266 9999

www.pwc.com/au

財務報告書に関する報告

当職らは、SPDR S&P/ASX 200 ファンド(以下「本信託」といいます。)の 2008 年 6 月 30 日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、資本変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要、その他の注記および本信託に関する取締役の宣言で構成された財務報告書を監査した。

財務報告書に対する取締役の責任

本信託の取締役は、オーストラリア会計基準(オーストラリア会計解釈を含む。)および 2001 年会社法に従った財務報告書の作成および公正な表示に責任を負っている。この責任には、原因が不正であろうと誤謬であろうと重大な虚偽表示のない財務報告書の作成および公正な表示に関する内部統制を設立し、そして維持すること、適切な会計方針を選択しかつ適用すること、ならびに状況の中で合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれる。注記 2 において、取締役は、会計基準 AASB101「財務諸表の提示」に従い、国際財務報告基準に相当するオーストラリア国内の基準を遵守することにより、財務報告書(財務諸表およびその注記からなる。)が国際財務報告基準を遵守することになるものであるとも述べている。

監査人の責任

当職らの責任は、当職らの監査に基づき、この財務報告書について意見を表明することである。当職らは、オーストラリア監査基準に従い当職らの監査を実施した。これらの監査基準は、当職らが監査を受任するに当たっての倫理上の要件を遵守することならびに財務報告書に重大な虚偽表示がないかどうかについての合理的な確証を得るために監査を計画し実施することを義務付けている。

¹ 本監査報告書は原文の翻訳であり、本内容と原文との間に齟齬があった場合には原文が優先されるものとする。

監査には、財務報告書の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することが含まれている。選択された手続は、財務報告書の重大な虚偽表示（誤謬または不正に起因するものであろうとなかろうと）についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存している。こうしたリスク評価を実施するに当たり、監査人は、その事業体の内部統制の有効性に関する意見を表明するという目的のためではなく、状況の中で適切である監査手続を設計するために、その事業体の財務報告書の作成および公正な表示に関連した内部統制を考慮する。監査にはまた、財務報告書の全般的な表示の評価ばかりでなく、用いられた会計方針の妥当性および取締役により作成された会計上の見積もりの合理性の評価が含まれる。

財務報告書との間に重大な齟齬があるか否かを判断するために、年次報告書に含まれる他の情報を読むことが当職らの手続に含まれる。

監査に関するさらなる説明については、当職らのホームページにアクセスされたい (<http://www.pwc.com/au/financialstatementaudit>)。

当職らの監査には、取締役または経営陣による経営判断における善管義務に関する分析は含まれなかった。

当職らは、当職らが得た監査証拠は、当職らの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考え

独立性

当職らは、監査の遂行において、2001 年会社法の独立性要件を遵守した。

監査意見

当職らの意見では、

- (a) 本信託の財務報告書は、2001 年会社法に従っており、
 - (i) 2008 年 6 月 30 日現在の本信託の財務状態および同日に終了した年度の業績に関して、真実かつ公正な見解を示しており、
 - (ii) オーストラリア会計基準(オーストラリア会計解釈を含む。)および 2001 年会社規則を遵守しており、
- (b) 本信託の財務諸表および注記はまた、注記 2 において開示されているとおり、国際財務報告基準を遵守している。

監査済みの財務報告書の電子表示に関する事項

本監査人の報告書は、本信託のウェブ・サイトに掲載されている本信託の 2008 年 6 月 30 日に終了した年度の財務報告書に関連するものである。本信託の取締役は、本信託のウェブ・サイトの信頼性について責任を負う。当職らは、このウェブ・サイトの信頼性について報告することに関与していない。監査人の報告書は、上記の財務報告書についてのみ、言及している。監査人の報告書は、これらの書類にハイパーリンクしている可能性がある

いはこれらの書類からハイパーリンクされている可能性のあるその他のいかなる情報についても意見を述べるものではない。本報告の使用者で、電子データ通信から生じる特有のリスクを懸念される方は、監査済みの財務報告書およびこのウェブ・サイトにある情報を確認するために、監査済みの財務報告書のハード・コピーを参照されたい。

ブライスウォーターハウス・クーパーズ

(署名)

Peter van Dongen

パートナー

シドニーにて
2008年8月26日

本信託は、2001年会社法に基づく、登録された管理投資スキーム(以下「本スキーム」という。)である。したがって、本信託および本信託を運用する者に適用される特有の規定が存在するが、これは投資家保護の強化を意図したものである。

本スキームの責任法人は、本スキームを運用し、本スキームの本約款および会社法によって付与された職務を遂行しなければならない。また責任法人は、一または複数の代理人を指名し、責任法人に代わって様々な職務を遂行させることができる。責任法人の義務は、以下のとおりである。

- ・ 誠実に行動すること
- ・ 注意義務を果たすこと
- ・ 受益者の利益に最も適うよう行動し、受益者と自己の間に利益相反があった場合には、受益者の利益を優先させること
- ・ 同種の利益を保持する受益者を平等に扱い、異なる種類の利益を保持する受益者を公平に扱うこと
- ・ 責任法人であることにより取得した情報を、以下の目的のために利用しないこと
 - 自己または他人のために不当な利益を得るため
 - 本信託の受益者に対して損害を生ぜしめるため
- ・ 本スキームの財産を、財産の性質にとって適切な一定の間隔をおいて評価させること
- ・ 本スキームの財産からの全ての支払を、本信託の本約款および会社法に従って行わせること
- ・ 本スキームに関連し、受益者の利益に重大な悪影響を与えたか、またはその真がある会社法違反を、当該違反の発見後可及的速やかに ASIC に対して報告すること
- ・ その他責任法人が本スキームの本約款により付与された義務のうち、会社法と矛盾しない義務を履行または遵守すること。

SSgA, ASL は、本信託の責任法人である。SSgA, ASL は、本信託の投資顧問たるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・リミテッド(State Street Global Advisors, Australia, Limited)(以下「SSgA」という。)の完全所有子会社である。

SSgA, ASL は、オーストラリア証券取引所コーポレートガバナンス評議会(ASX Corporate Governance Council)の適切なコーポレートガバナンスの原則および最善の実務に関する勧告(Principles of Good Corporate Governance and Best Practice Recommendations)に精通している。本セクションでは、SSgA, ASL が本信託の責任法人としての資格において適用することになる原則としてのコーポレートガバナンスの実務を記載する。

取締役会

責任法人のコーポレートガバナンスの責任は、SSgA, ASL の取締役会(3名の社内取締役で構成される。以下「責任法人の取締役会」という。)に帰属する。会社法は、責任法人の取締役会のほか、責任法人の取締役のうち、社外取締役が半数未満の場合には、社外構成員を伴うコンプライアンス委員会の設立を要求している。SSgA, ASL は会社法に基づく特定の義務を有するコンプライアンス委員会を組織しており、その詳細は以下に論ずる。責任法人の取締役会が社内取締役で構成されているため、コンプライアンス委員会が独立の義務を遂行する。

取締役の氏名は、本報告書 41 頁に記載されている。これらの取締役は、資金運用業、責任法人および本信託に関連して、広範な経験と専門知識を積んでおり、責任法人の取締役会に、一連の商業上の資格および技能を相互

補完的に提供している。

選任された取締役は現在親会社である SSgA の有給従業員であるため、責任法人の取締役会のための指名委員会は設立されていない。

責任法人の取締役会は、本信託の受益者の利益のために本信託を運営し、かつ本信託が本約款、その他の提供書類および会社法に従った活動を行うことを監視することについて、日々責任を負っている。具体的な責任は以下を含む。

- ・ 企業戦略および運用目的を設定し、監視すること
- ・ 企業業績を監視すること
- ・ ゼネラル・マネージャーおよび役員のパフォーマンスを選別、評価すること
- ・ 財政状態を監視すること(財務報告の健全性の検討を含む。)
- ・ 目標達成のための適切な資源の利用可能性を確保すること
- ・ 継続的な成長および成功を確保するため、効果的な運用手続の設定を確保し、重要な企業イニシアチブを承認すること
- ・ 重大な経営リスクを効果的に識別、報告および管理させること
- ・ 高い倫理行為基準を設定すること
- ・ ASIC および受益者への報告および連絡

責任法人の取締役会は、四半期ごとに開催され、要求があれば、追加の取締役会が開催される。

運用の規模および性質により、責任法人の取締役会は、会社法に基づくコンプライアンス委員会とともに(SSgA、関連法人および外部サービス提供者が提供する一定の外部委託サービスとともに)、本信託に付随するコーポレートガバナンスに関する全ての職務および責任を遂行する。責任法人の取締役会は、四半期ごとに、責任法人のコンプライアンス委員会、法律顧問および責任法人のマネージャーから報告を受ける。さらに、取締役は、責任法人の投資顧問およびカस्टディアンから提出された責任法人の取締役会に関する書類および報告書を読み、分析することに時間を費やす。

全ての取締役は、会社記録および情報に対し、無制限のアクセス権限を有する。責任法人の取締役会がその義務および責任を遂行するために合理的に必要な場合、責任法人の取締役会または個々の取締役は、責任法人の負担により、社外顧問からの独立した助言(法的助言を含む。)を得ることができる。責任法人は本信託の本約款で許容される限りにおいて、当該費用を本信託に請求することができる。

責任法人の報酬の取決めを設定および検討するための手続は、本信託の本約款に明記する。

コンプライアンス委員会

会社法は、本スキームの責任法人が、本スキームの運用の際に適切な手段を行使し、会社法を遵守することを要求している。本信託は、ASIC に登録されたコンプライアンス計画に基づいて運用を行う。

また会社法は、責任法人の取締役のうち社外取締役が半数未満のみの場合には、コンプライアンス委員会の設立を要求している。SSgA, ASL は、以下の者で構成されるコンプライアンス委員会を持つ。

Robert Goodlad 氏(議長)

Richard Stokes 氏(社外)

Dennis Wildenburg 氏(社外)

Goodlad 氏は、金融市場および資金運用業について、24 年以上に及ぶ経験を有する。Goodlad 氏は、SSgA の

常務取締役でもあり、また、モナッシュ大学の文学士号(経済学)を取得している。

Stokes氏は、金融サービス業で25年以上の経験を有している。また資金運用業においても幅広い経験を積んでおり、ロンドン、ヨハネスブルグおよびシドニーにて資金運用会社に勤務していた。15年以上、金融サービス業のコンサルティングを行っている。Stokes氏は、勅許会計士である。

Wildenburg氏は、金融サービスおよび資金運用業において、25年以上の経験を有している。10年以上にわたり金融サービス業のコンサルティングを行い、その幅広い経験には、専門的会計、退職年金およびユニット型投資信託の開発、ならびに金融サービス・マーケティングが含まれる。Wildenburg氏は、勅許会計士である。

会社法の要求に従い、コンプライアンス委員会の過半数は社外構成員である。責任法人が上場会社ではないという事実により、かつ市場慣行に従って、コンプライアンス委員会の円滑な運営を促進し、社内資源を活用するために、コンプライアンス委員会は、2008/2009年のコンプライアンス委員会議長を、責任法人の常務取締役とする旨を票決した。現在のコンプライアンス委員会の議長は社内構成員であるが、コンプライアンス委員会の各委員は各自一票のみの議決権を有する。コンプライアンス委員会は、議長の一年ごとの輪番が適切か否か検討する。

コンプライアンス委員会は、定期的開催されるコンプライアンス委員会において受領した報告書によって、責任法人の運用を調査する。

コンプライアンス委員会は、当該委員会の職務および責任について詳述している正式な委託条件書のもとで運営されている。

コンプライアンス委員会の職務を遂行するために、全ての委員は以下にアクセスすることができる。

- ・ 本信託の会計記録を含む情報、会社法および本約款の遵守に関連する情報ならびに責任法人の職員
- ・ 責任法人の監査役
- ・ コンプライアンス計画の監査役
- ・ 本信託の監査役

コンプライアンス委員会の委員は、委員会がその職務を遂行するために合理的に必要な場合には、責任法人の費用負担で、社外顧問からの独立した助言(法的助言を含む。)を得ることができる。

倫理規程

SSgA, ASLは、SSgAの完全所有子会社であり、SSgAの倫理規程を正式に採用している。

倫理規程は、業務遂行における不正の外観までも回避することにより、SSgAの健全性に関する評判を一層強化することを企図したものである。倫理規程は、SSgAの各従業員の個人的な有価証券取引に適用される手続および制限を定めており、従業員に対して、健全性、誠実性および公正性に関する高い基準を要求している。また倫理規程は、取締役、役員、従業員および請負業者による、責任ある倫理的な意思決定を奨励している。

さらに、SSgA, ASLはステート・ストリートの行動基準に服しているが、これは全ての取締役および従業員に適用される。行動基準の基本的前提は、各従業員が適法に自己の職務を遂行することについて責任を持つことである。またSSgA, ASLは、その任命した代理人に適切な行動規程を採用させる。

財務報告の健全性

責任法人は、会社法の要求に従い、サービス提供者の援助を用いて、本信託の半期および年次財務諸表を作成し公表する。全ての財務報告書は、関連する会計基準に従って作成される。

責任法人の取締役会は、自己の知る限り、財務諸表の健全性が、リスク管理、社内コンプライアンスおよび内部統制の健全なシステムに基づいており、それらがあらゆる重要な点で効率的かつ効果的に機能していることを書面にて陳述する。

財務諸表は、社外の独立した職業監査人により年次監査を受ける。また、社外監査役が半期の財務諸表を監査する。

責任法人と本信託の監査プロセスは別々に取り扱われ、それぞれが異なる社外監査役をつける。責任法人の現在の社外監査役は、アーンスト・アンド・ヤング(Earnst & Young)である。プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)が、本信託の現在の社外監査役であり、プライスウォーターハウスクーパースの Peter van Dongen が、コンプライアンス計画の監査役である。

責任法人の取締役会は、以下のことを確保するために、本信託およびコンプライアンス計画の社外監査プロセスの結果を検討する。

- ・ コンプライアンス計画の社外監査役および本信託の社外監査役が常に適格であり、活動につき法的な資格を有し、適切に任命されていること
- ・ 社外監査役の任命条件が適切であり、会社法に従ったものであること
- ・ 社外監査役が、会社法により要求される全ての関連する情報を利用することができ、これを取得すること
- ・ 社外監査役が、会社法により要求される全ての質問を行い、全ての報告を提出すること

社外監査役は、年次財務諸表およびコンプライアンス計画の監査結果が検討され、採択される責任法人の取締役会への出席を要請される。また社外監査役は、必要に応じてコンプライアンス委員会への出席も要請される。

責任法人の取締役会は、オーストラリアにおける金融サービス・ライセンス、会社法および ASX 上場規則を遵守するべく、財務報告の提供のために必要な責任法人の資源の適切性を検討する。

適時かつ均衡のとれた開示

責任法人の取締役会は、受益者および一般投資市場が、本信託に影響を与えたあらゆる主要な業務上の事象についての情報が与えられるべきであると考えます。

責任法人は、本信託が ASX 上場規則 3.1 に基づく開示義務を履行し、これらの継続開示義務を充足させるための適切な方針を有するように努める。

市況情報(財務報告を含む。)は、利用可能になり次第 ASX に提出される。

受益者の権利

会社法および一般法は、受益者の数多くの権利(本信託の収益および本信託の利益における共有の権利を含む。)を定めている。法律は責任法人に対して受益者集会の招集を要求していないが、一定の状況において、責任法人は受益者集会の開催を選択することができる。受益者集会は、決議事項について投じられる票数の 5%以上の受益者が、または決議事項について議決権を有する 100 名以上の受益者が、これを招集することもできる。

本信託の受益者集会が開催されることが要求される場合には、責任法人は、本信託の社外監査役が出席するように手配する。

責任法人の取締役会は、本約款、会社法、ASX 上場規則、ASX 権利放棄証書および開示書類の遵守を確保するべく、受益者との連絡に適用される手続を検討する。

SPDR のホームページおよび商品開示書類の両方が、受益者に対して詳細な連絡先を提供している。

リスク管理

責任法人の取締役会は、効果的なリスク管理に努めている。責任法人は、リスク領域を特定および監視、ならびに以下の事項を含む厳格なリスク管理の枠組みを備えている。

- ・ 責任法人の取締役会による承認を要する全ての公表された財務諸表(レビュー済みの半期書類、監査済みの年次書類、商品開示書類およびその他規制当局により要求される書類を含む。)のレビュー
- ・ 本信託の全ての投資指図の監視のレビュー
- ・ コンプライアンスに関する全ての方針のレビューおよびコンプライアンスの厳守
- ・ 受益者によって申し立てられた不服および採られた決議プロセス
- ・ 違反および ASIC に対する違反通知

さらに SSgA, ASL は、少なくとも 3 年ごとにステート・ストリート・コーポレーションによってなされる内部監査を受ける。

かかる枠組みは、コンプライアンス計画の一部として、コンプライアンス委員会によって検討に付される。

業績向上の奨励

全ての職員および責任マネージャー向けの研修記録が整備され、職員は、その資格を向上させるために適切な研修を受けるよう奨励されている。受益証券は ASX を通して小口投資家に販売可能であるため、責任法人は、小口投資家の個別のニーズを認識し、それに応じて、常に RG146 に適格の職員を有することを確保する。

また責任法人の取締役会は、責任法人の職員に対し、定期的な商品研修セミナーへの出席、企業および業界の情報更新を奨励している。

責任法人の業績は、会社法で要求される範囲において、責任法人の取締役会およびコンプライアンス委員会により、継続的に監視される。

公正かつ責任ある報酬

本信託の本約款に従って、責任法人は報酬の支払を受けることができる。責任法人報酬の計算は、現行の商品開示書類において説明されている。

責任法人の取締役および従業員は全て、親会社である SSgA の従業員である。責任法人への関与を理由として、取締役および会社秘書役に追加的報酬が支払われることはない。

責任法人の取締役は親会社の有給従業員であるため、取締役会報酬委員会の必要はなく、そのため、かかる委員会は設立されていない。

コンプライアンス委員会の社外構成員は、年 35,000 豪ドル(GST 別)を支払われる。かかる報酬は、責任法人の取締役会により随時検討され、責任法人により支払われる。

利害関係者の正当な利益を認識すること

責任法人は、その利害関係者の利益を認識するための適切な処置を有する。

厳格に実施されている SSgA の倫理規程に加え、責任法人はまた、機密保持、労働安全衛生およびその他法的に要求されている関連分野に関するステート・ストリート・コーポレーションのポリシーを実施する。

受益者情報(2008年6月30日)

下記の受益者情報は、2008年7月31日現在のものである。

受益証券は、普通受益証券の一種類である。

保有者の分布状況

	普通受益証券
1-1,000	5,500
1,001-5,000	1,619
5,001-10,000	153
10,001-100,000	109
100,001 以上	15
合 計	<u>7,396</u>

売買可能な単位である 11 口に満たない普通受益証券の保有者が、95 名存在した。

上位 20 名の保有者

2008 年 7 月 31 日付で本信託の普通受益証券を最も多く保有していた上位 20 名の名称を、以下に挙げる。

名称	普通受益証券	
	保有する口数	発行済受益証券に対する割合 (%)
ANZ NOMINEES LIMITED <SL CASH INCOME A/C>	2,193,801	12.10
FETA NOMINEES PTY LIMITED	1,362,551	7.51
HSBC CUSTODY NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED	907,722	5.01
ANZ NOMINEES LIMITED <CASH INCOME A/C>	746,139	4.11
HSBC CUSTODY NOMINEES (AUSTRALIA) LIMITED SF WARRANTS	664,953	3.67
FLEET NOMINEES PTY LIMITED	648,360	3.57
NATIONAL NOMINEES LIMITED	432,164	2.38
J P MORGAN NOMINEES AUSTRALIA LIMITED	419,583	2.31
CITICORP NOMINEES PTY LIMITED	362,223	2.00
ANZ SECURITIES (NOMINEE) PTY LTD	265,117	1.46
ABNED NOMINEES PTY LTD	232,414	1.28
FORTIS CLEARING NOMINEES P/L	229,670	1.27
WARBONT NOMINEES PTY LTD	207,749	1.15
SISTER MARGARET CHAPLIN	105,382	0.58
POTOS SERVICES PTY LTD	100,001	0.55
BOND STREET CUSTODIANS LIMITED	99,364	0.55
BELIKE NOMINEES PTY LIMITED	93,895	0.52
UBS WEALTH MANAGEMENT AUSTRALIA NOMINEES PTY LTD	92,952	0.51
HEALTH PARTNERS LIMITED	91,550	0.50
MR RICHARD FRANK HORTON BERRYMAN	84,000	0.46
合 計	9,339,590	51.49

大量保有者

本信託の大量保有者を以下に記載する。

	保有する口数	発行済受益証券に対する割合
ANZ NOMINEES LIMITED <SL CASH INCOME A/C>	2,193,801	12.10

上記の情報は、責任法人が 2008 年 7 月 31 日までの年度中において受領した大量保有者通知を要約したものである。かかる情報は、最新の保有状況を正確に反映していない可能性がある。本信託の受益者は、ASIC による救済を与えられており、年 2 回(毎年 7 月 1 日および 12 月 31 日の 2 営業日以内)の大量保有者通知の提出のみを要求されている。更なる情報については、本信託の最新の商品開示書類を参照されたい。

議決権

- ・ 本信託の受益者は、下記の権利を有する。
 - ・ 挙手票決の場合、本信託の各メンバーは、一票を有する。
 - ・ 投票の場合、本信託の各メンバーは、本信託において保有する持分合計 1 ドル当たり一票を有する。
- ・ 会社法、ASX 上場規則および本信託の本約款に従って、本信託の受益者集会において、SSgA, ASL は、責任法人として、その他登録された管理投資スキームについて保有する受益証券に関して議決権を有する。

責任法人

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア・サービス・リミテッド

ABN 16 108 671 441

オーストラリアにおける金融サービス・ライセンス 274900

登記上の事務所

Level 38 Aurora Place

88 Phillip Street

Sydney NSW 2000

電話番号 : (02) 9240 7600

責任法人の取締役

Robert C Goodlad

James K MacNevin(2007年8月1日辞任)

Katrina L Sly

Jonathan M Shead(2007年8月1日選任)

秘書役

Jo Proud(2007年9月3日辞任)

Phil Maher(2007年9月3日選任)

コンプライアンス委員会

Robert C Goodlad

Dennis Wildenburg

Richard E Stokes

本信託の監査役

プライスウォーターハウスクーパース

201 Sussex Street

Sydney NSW 2000

主たる登録機関

リンク・マーケット・サービス・リミテッド(Link Market Services Limited)

Level 12

680 George Street

Sydney NSW 2000

電話番号 : (02) 8280 7100

株式取引相場

本信託は、オーストラリア証券取引所に上場しており、その上場コードは STW である。